

Ⅱ編 11章 床版

質問	回答	備考
<p>○床版厚の算出</p> <p>H24 の道路橋示方書では床版厚は第 1 位を四捨五入するよう規定されていたのに対し、H29 の道路橋示方書では少数第 1 位を四捨五入するように規定が変更された理由は如何。</p>	<p>部分係数化に伴い規定を見直した結果、式 (11.5.1) に規定されているとおり、少数第 1 位で四捨五入することとされています。ただし、施工管理の便等を考慮し、床版厚を cm 単位で丸める必要がある場合には、規定に従い算出される床版厚を下回らないようにする必要があります。</p>	<p>道示Ⅱ p. 318～319 11.5(2)(3)の解説 (H30. 2. 28 公表)</p>

Ⅱ編 5章 耐荷性能に関する部材の設計

質問	回答	備考
<p>○相反応力部材</p> <p>相反応力部材を生じる部材の照査に用いる作用の組合せ及び荷重係数等は耐荷性能の照査であることから3.2.3の規定による必要があるのではないか。</p>	<p>相反応力部材の照査は、相反応力部材を活荷重が増大することに対して安全となるようにするためのものです。</p> <p>よってこのとき、その照査に用いる作用の組合せ及び荷重係数等は3.2.3の規定ではなく5.1.3の規定による必要があります。</p> <p>なお、耐荷性能の照査についても行う必要があります、このとき、作用の組合せ及び荷重係数等は3.2.3の規定によります。</p>	<p>道示Ⅱ p.68</p> <p>5.1.3(3)の解説</p> <p>(H30.6.8公表)</p>

Ⅱ編 14章 コンクリート系床版を有する鋼桁

質問	回答	備考
<p>○コンクリートの圧縮応力度の制限値</p> <p>表 14.6.1 に規定されているコンクリートの設計基準強度以外のコンクリートを使用する場合、コンクリートの圧縮応力度の制限値は、表 14.6.1 のコンクリートの圧縮応力度の制限値の比率により算出できると考えて良いか。</p>	<p>表 14.6.1 は同解説で解説するとおり、一般的に用いられているコンクリートの設計基準強度を対象に、これまでの示方書による場合と同等の安全余裕となるように定められたものであり、コンクリートの圧縮応力の比率の関数として定められたものではありません。従って、コンクリートの圧縮応力度の制限値をコンクリートの設計基準強度の比率で算出するという考え方ではありません。規定のある床版と同等の安全余裕となるように個別に検討する必要があります。</p>	<p>道示Ⅱ p. 396～397 14.6.2(2)(3)の解説 (H30.6.8公表)</p>
<p>○コンクリートの圧縮応力度の制限値</p> <p>表 14.6.1 のコンクリートの圧縮応力度の制限値の導出根拠は何か。</p>	<p>I 共通編 3.3 に規定される作用の組合せに対して、床版の安全余裕がこれまでの示方書による場合と同等になるように定められたものです。</p>	<p>道示Ⅱ p. 396～397 14.6.2(2)(3)の解説 (H30.6.8公表)</p>